

彦根市森林整備計画

令和7年3月 樹立

計画期間

自 令和 7年 4月 1日

至 令和 17年 3月 31日

彦 根 市

目次

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項	13
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	13
2 施業実施協定の締結その他森林施業に共同化の促進方策	13
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	13
4 その他必要な事項	13
 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	13
1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準 及び作業システムに関する事項	13
2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	14
3 作業路網の整備に関する事項	15
4 その他必要な事項	15
 第8 その他必要な事項	15
1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	15
2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	16
 III 森林の保護に関する事項	16
第1 鳥獣害の防止に関する事項	16
1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	16
2 その他必要な事項	17
 第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	17
1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法	17
2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	17
3 林野火災の予防の方法	17
4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5 その他必要な事項	18
 IV 森林の保健機能の増進に関する事項	18
1 保健機能森林の区域	18
2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採 その他の施業の方法に関する事項	18
3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	18
4 その他必要な事項	18
 V その他森林の整備のために必要な事項	18
1 森林経営計画の作成に関する事項	18
2 生活環境の整備に関する事項	19

3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	19
4	森林の総合利用の推進に関する事項	19
5	住民参加による森林の整備に関する事項	19
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	19
7	その他必要な事項	19

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、滋賀県のほぼ中央に位置し、琵琶湖の東北部にあり、東西約24.24km、南北約19.14kmにおよび、その面積は196.87km²である。芹川、矢倉川、犬上川、宇曾川、愛知川が東西に横断して流れ、これによって形成された平野が広がり南部地域は豊かな田園地帯となっている。北東部は、鈴鹿山脈の北西端にあり標高684m余りに達する男鬼峰に代表される山地となっており、一部山間棚田を有している。

本市の総面積は19,687haであり、森林面積は2,533haで総面積の13%を占めている。森林の内訳は、私有林が2,445ha、公有林が88haで、そのうち、スギを主体とした人工林の面積は、811haで人工林率は32%である。森林整備を積極的に推進しているものの、今後は齢級配置の平準化、複層林施業や長伐期による多様な森林の育成が重要課題となっている。

森林整備に必要な林道は25.3km余りが開設され、林道密度は9.97m/haであり県平均の5.40m/haを大きく超えているものの、きめ細やかな森林施業に必要な支線林道、作業道等の林内路網の整備は十分とは言えず、林業振興、森林整備を進める上においては基盤整備が必要である。

また、林業従事者の減少と高齢化に伴い、手入れ不足の森林が増加しているほか、微害傾向であるが松くい虫、カシナガキクイムシによる松枯れ、ナラ枯れも継続して発生している。このような林地においては被害木の伐倒駆除を行い、被害拡大防止に努めてきたが、今後も被害が発生する恐れがあることから、必要に応じ病害虫被害防止に努めていく。

さらに、近年鹿による森林への食害や皮剥ぎ被害が増加しており、防護柵やテープ巻き等の防除事業が実施されているが、さらに一層被害を防ぐ対策が望まれている。

2 森林整備の基本方針

森林の整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、健全な森林資源を維持造成することを旨とし、自然的、社会的な特質、森林の有する公益的機能の發揮に対する要請、木材需要の動向、森林の構成等を踏まえ、水源涵養、山地災害防止、土壤保全、快適環境形成、木材等生産などの各機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これから森林整備の推進方策に係る基本的な考え方を次のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

地域の森林資源構成等を踏まえ、森林の有する多面的機能の機能発揮上、望ましい森林資源の姿について次のとおりとする。

○ 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

○ 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

○ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

○ 保健・レクリエーション機能

自然を活かした公園、レクリエーションなどふれあいの場や、環境教育の場としても適切に管理され、自然とのふれあいや心の豊かさに対する市民志向が高まる中、安全面や環境面も含め、人の営みと自然の営みの調和を図るため整備された森林。

○ 文化機能

史跡、指定文化財等と一体となって自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、自然を活かした里山の保全など、レクリエーションや文化教育の場として整備された森林。

○ 生物多様性保全機能

自然の営みによる森林生態系や環境保全の面から多様な生物の保全に配慮した森林。

○ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方および森林施業の推進方策

(1) 「地域の目指すべき森林資源の姿」に掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方と、これらの森林整備を推進していくために必要な、造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係わる基本的な考え方について次のとおりとする。

○ 水源涵養機能

良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、立地条件等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

○ 山地災害防止機能／土壌保全機能

災害に強い森林を形成する観点から、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備ならび保全を推進する。

○ 快適環境形成機能

地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

○ 保健・レクリエーション機能

環境面や安全面に配慮した森林整備を推進する。

○ 文化機能

景観形成に配慮して森林整備を推進する。

○ 生物多様性保全機能

自然の生態系に配慮した森林空間を推進する。

○ 木材等生産機能

木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本とする。なお、植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。

森林整備を推進する上で重要な林業労働力については、担い手の主体である森林組合等を中心として、伐採可能な森林資源が充実しつつある状況を踏まえて、今後は木材の搬出・利用を進めることとし、集約化、作業道開設、高性能林業機械の導入を行い、伐採・搬出・利用を計画的に進める体制の整備を図る。

また、適切な森林整備を推進するため、森林組合、林業事業体、林業普及指導員、森林総合監理士、林研グループ等、森林所有者、ボランティア団体、などが相互に連携し、技術指導や普及啓発に努めるとともに、補助事業等を積極的に活用して森林整備の推進をする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

自力による適正な管理が困難な森林所有者等に対し、施業集約化に向けた長期施業受委託など森林経営の受委託に必要な情報提供や助言やあっせんなどをを行い、意欲のある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業委託による、森林経営規模の拡大を推進する。

また、木材の生産力向上を図り木材生産にかかる労働の軽減を図るために、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、低コストで効率的な作業システムに対応するため、林道および森林作業道を整備する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢について、次のとおり定める。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

なお、標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

皆伐、択伐等の伐採方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、集材の方法その他必要な事項について、次のとおり定める。

なお、立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件および公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模および伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮する。

なお、立木の伐採の標準的な方法を実施するに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、および渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るために、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項

主伐期を迎える人工林については、計画的かつ効率的な伐採を推進する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。また、更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林を行う場合の対象樹種について、次のとおり定める。

人工造林の対象樹種

	針葉樹（樹種名）	広葉樹（樹種名）
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ	クヌギ、コナラ、ケヤキ、 その他有用広葉樹

苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。)の導入及び増加に努める。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林水産課とも相談のうえ、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法について、次のとおり定める。

人工造林の樹種別および仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数	備 考
スギ	密仕立て	4, 000本/ha	
	中仕立て	3, 000本/ha	
	疎仕立て	2, 000本/ha	
ヒノキ	密仕立て	4, 000本/ha	
	中仕立て	3, 000本/ha	
	疎仕立て	2, 000本/ha	
広葉樹		1, 000~3, 000本/ha	

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市農林水産課とも相談のうえ、適切な植栽本数を決定する。

イ その他人工造林の方法

人工造林の標準的な方法について、次のとおり定める。コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。
植付けの方法	気候その他の立地条件および既往の植え付け方法を勘案して定めるとともに適期に植え付けるものとする。
植栽の時期	春植えの場合は3月～4月に行うことを標準とし、秋植えの場合は苗木の根の生長が鈍化した11月～12月に行うことを標準とする。 ただし、コンテナ苗の場合は、地域の条件を考慮のうえ、年間を通して植栽可能とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林で、皆伐による主伐後に人工造林を行う場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、抾伐による主伐後に人工造林を行う場合、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、滋賀県における天然更新完了基準（別紙）を準用して、森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う場合の対象樹種について、次に示す樹種を標準とする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等の針葉樹、ブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等の広葉樹
-----------	--

ぼう芽更新による更新が可能な樹種	ブナ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、クス、サクラ、カエデ類、ソヨゴなど
------------------	--

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）が生立している場合をもって、更新完了を判定することとする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
天然更新の対象樹種	おおむね7000本/haを標準とする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植込みを行う。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行った場所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて1株当たり2~3本の優良芽を残して、残りはかき取る。

ウ その他の天然更新の方法

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内の期間に、滋賀県における天然更新完了基準（別紙）を準用して、天然更新の完了を確認することとし、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業または人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内に更新を完了する。ただし、補助造林事業により必要な場合は2年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

- (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準地域森林計画で定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示すとおり、同通知の（解説編）の3の3－2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。
- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
特になし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準について、次のとおり定める。

(1) 造林に係る対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ的確な更新が困難な森林以外の森林における伐採跡地で、天然更新による場合は次のとおりとする。

2の(2)による。

5 その他必要な事項

シイタケ原木の持続的な供給を図る観点から、クヌギ等のぼう芽更新を推進する。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は、森林の立木の成育の促進及び林分の健全化ならび利用価値の向上を図ることを旨とし、間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、以下を標準として定める。
間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齡(年)						標準的な方法				備考		
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目							
ヒノキ	造材生産	3000本/ha程度	25	30	40	45	55	65	間伐率(本数率)はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。(材積率で35%以下)						
スギ	一般建築材	3000本/ha程度	20	25	35	45	65	—							
広葉樹等	林内照度不足により下層植生が乏しいなどの過密林分や、病害虫等の被害を受け荒廃が進んだ林分において不要木の除去、不良木の淘汰を行い本数密度の調整、残存木の成長促進等を図る。間伐を行った場合5年以内に樹冠疎密度が10分の8以上に回復すると見込まれる伐採量にとどめる。また搬出間伐による材の利用を目的の一つとする。														

平均的な間伐の実施時期の間隔年数

標準伐期齢未満：10年

標準伐期齢以上：15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法について次のとおり定める。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
下刈	ズガ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ヒキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
木起し	ズガ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	ヒキ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
つる切り	ズガ										1					1		
	ヒキ										1					1		
	広葉樹										1					1		
除伐	ズガ										1			1		1		1
	ヒキ										1		1			1		
	広葉樹										1		1			1		
枝打ち	ズガ															1		
	ヒキ															1		

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数						標準的な方法				備考				
		19	20	…	25	…	35									
下刈	ズガ							1回刈を標準とするが必要に応じて2回刈とし、樹高が雑草類の1.5倍以上または60～70cm程度まで、6～7月に実施する。 ただし、実施においては作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努める。								
	ヒキ															
	広葉樹															
木起し	ズガ							積雪による被害木に対して実施し、被災後早期に実施する。								
	ヒキ															

	広葉樹						
つる切り	スギ					つるの繁茂の著しい箇所で実施する。	
	ヒノキ						
	広葉樹						
除伐	スギ	1				下刈終了後に目的樹種の生長を阻害する樹木等を除去し、造林木の過密な箇所では不良木の除去も行う。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有効なものは保存し育成することとする。	
	ヒノキ	1		1			
	広葉樹	1		1			
枝打ち	スギ			1	1	林床植生の確保や病害虫の予防、材の完満度を高めて優良材を生産するために10月～3月に実施する。	
	ヒノキ			1	1		

3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、1又は2の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能の別に応じ、当該公益的機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林である、公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおり定める。

なお、区域内において機能が重複する場合には、より厳しい基準で実施する。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が中程度以上の森林など、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表1のとおり定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。森林の区域については、別表2のとおり定める。

なお、当該区域において複層林施業および長伐期施業を経営方針としている区域においては、複層林施業および長伐期施業を推進すべき森林とする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	50年	55年	50年	60年	25年	30年

(2) 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るべき森林その他の水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林を、別表1のとおり定める。

- ① 土地に関する災害の防止および土壤の保全の機能の維持増進を図るべき森林施業を推進すべき森林。

土砂流出防備保安林、山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れがある森林。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るべき森林。

市民の日常生活に密接な関わりを持ち気象災害を防止する効果が高い森林や生活環境保全機能の発揮が期待できる森林等。

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るべき森林。

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定めるものとする。

イ 森林施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小および回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るべき施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図るべき施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～②の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るべき森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定め、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

それぞれの森林の区域については、別表2のとおり定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所または山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理、または片理が著しく進んだ箇所、破碎帶または断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗じょうで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等。

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしてい

る森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を別表1のとおり定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定める。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期および方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育および間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

3 その他必要な事項

特になし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者は小規模零細所有者が多いことから、不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者については、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を進めることにより、集約化と経営規模拡大を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

1に示す森林経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針に基づき、経営規模等を拡大するための方策について、次のとおりとする。

不在村者や森林経営意欲の低い森林所有者に対しては、森林組合や林業事業体への長期施業受委託を働きかけることとし、受委託に必要な情報提供やあっせんを行う。

また、本市や森林組合、林業事業体が中心となって、集約化のために集落会議等の開催を

行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等の森林の経営の受託の方法は、森林組合や林業事業体と森林経営委託契約の締結を行うことを標準とする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者の多くは極めて小規模所有であることから、森林施業の共同化を促進するとともに、森林組合や林業事業体への施業委託により森林整備を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などを推進するため、森林組合や林業事業体と連携を図り、森林施業の共同化を推進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、木材集積場の設置および維持管理の方法、種苗その他の購入等を共同して行う施業を森林組合や林業事業体と連携を図り、実施する。

4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するために路網整備は重要であるが、本市の路網密度は県平均よ

りは上回るもの、支線林道や作業道等の林内路網の整備は十分とはいえないため、集約化と併せて森林作業道を中心とした路網整備を推進することとし、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について次のとおり定める。

なお、路網密度の水準については、木材の搬出予定箇所に適用するものであり、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

区分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 (0°～15°)	車両系 作業システム	110m/ha以上	30～40 m/ha
中傾斜地 (15°～30°)	車両系 作業システム	85m/ha以上	23～34 m/ha
	架線系 作業システム	25m/ha以上	
急傾斜地 (30°～35°)	車両系 作業システム	60<50> m/ha以上	16～26 m/ha
	架線系 作業システム	20<15> m/ha以上	
急峻地 (35°～)	架線系 作業システム	5m/ha以上	5～15 m/ha

※ 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地のくわ書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備に併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）については、次のとおりとする。

- ・本計画では該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日付け22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県林業専用道作設指針にのっとり、現地の状況に適合した必要最小限の規格により低コストの開設を行う。

イ 基幹路網の整備計画

別表3のとおり。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切な管理を行う。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や工夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、滋賀県森林作業道作設指針にのっとり、地形条件に応じて作業の効率化とコスト低減が実現できるよう森林作業道を開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業従事者は減少と、高齢化が著しいことから、担い手となる森林組合、林業事業体の育成について、関係機関が連携して、雇用の安定化を目標とし、林道、作業路網等の路網整備による支援を行うとともに、安定雇用への制度充実、技能、技術向上に向けた研修や指導を行い、高性能林業機械の導入による省力化などを促進する。また林研グループ等の育成や活

動を支援することにより、活性化を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業生産活動の基盤を確立し、木材の安定的供給や生産性の向上を図るために、従来のチェンソーや刈払機の手持ち機械を中心とした作業システムから高性能林業機械を中心とした新たな作業システムに変換することにより、林業生産性の向上、労働強度の軽減および生産コストの低減を図るために傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入を図る。

区分	現状（参考）	将来
伐倒	チェンソー（伐倒） ↓ チェンソー（枝払い・玉切り）	森林組合や林業事業体と連携し、作業路等の整備と併せた高性能林業機械の導入を推進とともに、省力化による低コスト作業を促進する。
造材		
集材	ウインチ付グラップル、 フォワーダ（集材）	

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

素材生産は主に地域内および近隣の素材生産業者により行われており、流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから、いずれも小規模分散的であり、流通・加工コストの低減が重要な課題である。このため、間伐を中心に伐採の計画的実行により、ロットの確保を図るとともに、間伐材の確保に努める。

特用林産物のうちシイタケ生産については、いずれも個人経営で小規模であり、生産量は減少傾向である。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

別表4のとおり

(2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣による森林被害対策について、ニホンジカによる食害、剥皮被害を防止するため、植栽、間伐等の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置等の被害防止対策を図るとともに、被害の拡大の防止するため、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等について関係機関と連携した取り組みを行う。

鳥獣害の防止の方法について次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

ア 植栽木の防護措置

- ・防護柵の設置・維持管理
- ・幼齢木保護具の設置
- ・剥皮防止帯の設置
- ・現地調査等による森林モニタリングの実施

イ 捕獲

- ・わな捕獲、銃器による捕獲等

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況を確認するため、現地調査や各種会議での情報交換、および林業事業体（森林組合等）から情報収集を行う。

鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

森林病害虫の駆除および予防については、被害の未然防止と早期の発見と駆除に努め、マツクイムシ被害に対しては薬剤による駆除とともに抵抗性マツや他の樹種への転換を進める。また、ナラ枯れ被害に対しては里山整備等を通じた防除等を推進する。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除をする必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う。

以上のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、地元行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりのため、関係機関が連携して取り組む。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項は除く。）

特になし

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のため、防火線の設置、初期防火用水の整備等を図るとともに、地域住民に対する防火対策のための普及啓発等を関係機関と連携して実施する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

彦根市の森林または森林の範囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し

「彦根市火入れに関する条例」第2条の規定により、火入れを行おうとする期間の開始する日の10日前までに、火入許可申請を市長に提出しなければならない。

5 その他必要な事項

特になし

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

区域としては特別に指定しない。

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

特になし

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

特になし

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽。

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の施業方法整備に関する事項

ウ IIの第56の3の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第67の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林病害虫の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努める。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について次のとおり定める。

区域名	林班	区域面積 (ha)
彦根A	1026～1038	614.85
彦根B	1003～1005, 1008, 1009, 1013～025, 1039～1048	1438.6
彦根C	1001, 1002, 1006, 1007, 1010～1012, 1049～1058	481.75

2 生活環境の整備に関する事項

特になし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林整備の施業受委託等による搬出材について、公共施設の木造、木質化も含めて地域材の活用を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林整備し委託施業を積極的に実施すべき森林と景観形成、里山の保全、自然とのふれあいの場としての森林などがあるほか、史跡・古墳など歴史的な教育文化を推進すべき森林、予防、火災の予防その他森林がある。これらの特性を生かしながら、環境面にも配慮した利用を推進する。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

住民参加による森林づくりに対する理解と関心を深めるための取組について促進する。

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

鳥居本中学校と地域住民が連携して取り組む森林整備活動や、荒神山における森づくり団体の活動を促進する。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

琵琶湖森林づくりパートナー協定に基づく森林整備活動を推進する。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

特になし

7 その他必要な事項

琵琶湖森林づくり事業に係る協定に基づいた適切な管理を推進する。

付属資料

- 1 彦根市森林整備計画概要図（縮尺5万5千分の1）
- 2 滋賀県天然更新完了基準

滋賀県天然更新完了基準

1. 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新予定地、更新が未了の箇所、気象害等による更新不成績地等とする。ただし、伐採前に竹やササが優占している箇所については、本基準の対象としない。

なお、保安林及び開発に係る更新方法の基準については、それぞれの法令や指導によることとし、対象に含めないものとする。

2. 天然更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または、先駆的な樹種である中木であって、植生の遷移により、将来、高木となることが期待できる樹種とする。

3. 更新および更新補助作業

- (1) 本基準の対象とする更新種は、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新とする。
- (2) 本基準の対象とする更新補助作業は、植込み、必要な幼樹の刈り出し等とする。

4. 更新が完了した状態（更新完了基準）

(1) 伐採後5年目における更新完了基準

①後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高がおおむね1.5m以上のものとする。

②更新が完了した状態は、後継樹の密度が

湖南地域森林計画区 2500本/ha以上、

湖北地域森林計画区 2000本/ha以上 とする。

(2) 伐採後2年目における更新完了基準（造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合）

①後継樹は、地域における技術的蓄積や森林の状態等から確実な更新が見込められるものであって、樹高が20cm以上のものとする。

②更新が完了した状態は、後継樹の密度が

湖南地域森林計画区 2500本/ha以上、

湖北地域森林計画区 2000本/ha以上 とする。

(3) 上記の条件を満たさない場合には、植栽もしくは追加的な更新補助作業を実施することとする。

(4) 上記の条件を満たす場合であっても、部分的な山腹の崩壊や土砂が流出している場合には、植栽等により防災措置を講ずること。また、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には適切な防除方策を実施することとする。

5. 更新調査の方法

(1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。

(2) 更新調査の時期は、伐採後5年目とする。造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合には、4-(2)の基準を用いて調査を行う。ただし、伐採後2年以内に調査を行う場合であっても、伐採後5年目に、4-(1)の基準で更新調査を実施することとする。

4-(1)の更新基準を満たさず、経過観察をする場合は、当該調査を行った3~5年後に再調査を行う。

(3) 調査の方法は原則として標準地調査によることとする。

①標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的とみられる箇所を選択する。

②標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積 0ha以上	2.00ha未満	1 箇所
2.00ha以上	5.00ha未満	2 箇所
5.00ha以上		3 箇所

③標準地の大きさは、10m×10mとする。

④明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、目視とができるが、この場合、野帳の記録および写真を保管する。

(4) 更新調査野帳の様式は、別紙のとおりとする。

天然更新完了基準 調査野帳

プロット番号 _____
調査年月日 _____
調査者 _____

1. 森林の所在 ○○市大字○○字○○ ○番地 ○林班○小班

2. 森林面積 _____ ha

3. 調査地の概要

No.	樹種名	樹高	備考

4. 更新の適否

対象木の本数 本

haあたり本数 本
適 否 (該当する方に○)

添付資料

(1) 調査位置図

2万5千分の1程度の地形図に調査地点をとどす

(経過観察後、再調査を行う場合には、到達経路等を記載する)

(2) 現況写真